

第 15 表 長期給付支給状況

その（一） 厚生年金保険給付及び平成二十四年一元化法附則第 60 条第 5 項に規定する改正前地共済法による職域加算額に係る給付

(令和 4 年度末現在)

年金の種類	区分	給 付 件 数	給 付 金 額	1 件当たり金額	給付金額の割合
		件	千円	円	%
老 齢 厚 生 年 金		6,523,111	1,157,851,904	177,500	70.6
	(	5,939,777)	(1,030,594,514)	(173,507)	(70.3)
旧職域加算退職給付		6,211,906	209,561,657	33,735	12.8
	(	5,729,823)	(195,474,475)	(34,115)	(13.3)
障 害 厚 生 年 金		65,541	11,589,437	176,827	0.7
	(	56,743)	(10,228,320)	(180,257)	(0.7)
旧職域加算障害給付		29,099	825,229	28,359	0.1
	(	26,793)	(788,389)	(29,425)	(0.1)
遺 族 厚 生 年 金		1,285,956	234,452,653	182,318	14.3
	(	1,089,171)	(208,071,347)	(191,036)	(14.2)
旧職域加算遺族給付		1,267,387	25,327,681	19,984	1.5
	(	1,097,535)	(21,686,805)	(19,760)	(1.5)
障 害 手 当 金		17	27,443	1,614,277	0.0
	(	8)	(14,175)	(1,771,816)	(0.0)
脱 退 一 時 金		11	20,258	1,841,636	0.0
	(	6)	(9,524)	(1,587,288)	(0.0)
合 計		15,383,028	1,639,656,263	106,589	100.0
	(	13,939,856)	(1,466,867,549)	(105,228)	(100.0)

- (注) 1 () 内の数は、令和 3 年度の実績である。
2 金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。
3 給付金額とは実支給額の総計である。第 16 表の年金額とは異なる。

その（二）退職等年金給付

（令和４年度末現在）

年金の種類	区分	給付件数	給付金額	１件当たり金額	給付金額の割合
		件	千円	円	%
退職年金					
終身退職年金		1,199,538	842,137	702	17.7
		(761,886)	(405,045)	(532)	(14.2)
有期退職年金 (240月)		555,931	418,661	753	8.8
		(330,684)	(177,758)	(538)	(6.3)
有期退職年金 (120月)		449,379	765,072	1,703	16.1
		(297,320)	(366,576)	(1,233)	(12.9)
有期退職年金に 代わる一時金		10,882	1,785,104	164,042	37.5
		(10,517)	(1,182,951)	(112,480)	(41.6)
公務障害年金		115	36,597	318,231	0.8
		(65)	(24,885)	(382,839)	(0.9)
公務遺族年金		784	79,712	101,674	1.7
		(688)	(79,217)	(115,140)	(2.8)
脱退一時金		10	1,518	151,760	0.0
		(-)	(-)	(-)	(-)
遺族に対する一時金		4,123	824,937	200,082	17.3
		(3,367)	(606,329)	(180,080)	(21.3)
整理退職一時金		7	1,901	271,614	0.0
		(3)	(766)	(255,467)	(-)
合 計		2,220,769	4,755,639	2,141	100.0
		(1,404,530)	(2,843,528)	(2,025)	(100.0)

（注）１ （ ）内の数は、令和３年度の実績である。

２ 金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

３ 給付金額とは実支給額の総計である。第１６表の年金額とは異なる。

その（三） 平成二十四年一元化法附則第 61 条に規定する改正前地共済法による
給付等に係る給付

(令和 4 年度末現在)

区分 年金の種類	給 付 件 数	給 付 金 額	1 件当たり金額	給付金額の割合
	件	千円	円	%
退 職 共 済 年 金	7,948,492 (8,258,548)	1,948,894,383 (2,040,888,403)	245,190 (247,124)	73.6 (72.2)
退 職 年 金	400,054 (479,372)	136,718,523 (168,409,791)	341,750 (351,313)	5.2 (6.0)
減 額 退 職 年 金	48,780 (54,072)	11,164,203 (12,671,565)	228,868 (234,346)	0.4 (0.4)
通 算 退 職 年 金	15,649 (19,855)	1,550,928 (2,039,134)	99,107 (102,701)	0.1 (0.1)
障 害 共 済 年 金	122,033 (128,826)	21,276,872 (22,948,111)	174,353 (178,133)	0.8 (0.8)
障 害 年 金	14,246 (15,885)	4,125,341 (4,643,920)	289,579 (292,346)	0.2 (0.2)
遺 族 共 済 年 金	2,332,700 (2,507,006)	489,699,286 (532,963,539)	209,928 (212,590)	18.5 (18.9)
遺 族 年 金	175,186 (195,596)	36,121,123 (40,671,998)	206,187 (207,939)	1.4 (1.4)
通 算 遺 族 年 金	2,522 (2,832)	110,259 (125,410)	43,719 (44,283)	0.0 (0.0)
そ の 他	3 (13)	3,817 (14,326)	1,272,200 (1,101,963)	0.0 (0.0)
合 計	11,059,665 (11,662,005)	2,649,664,734 (2,825,376,197)	239,579 (242,272)	100.0 (100.0)

- (注) 1 () 内の数は、令和 3 年度の実績である。
2 その他は、退職一時金、脱退一時金、返還一時金、障害一時金、死亡一時金、特例死亡一時金、短期在留脱退一時金の計である。
3 金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。
4 給付金額とは実支給額の総計である。第 16 表の年金額とは異なる。